

JPKIによる利用者証明

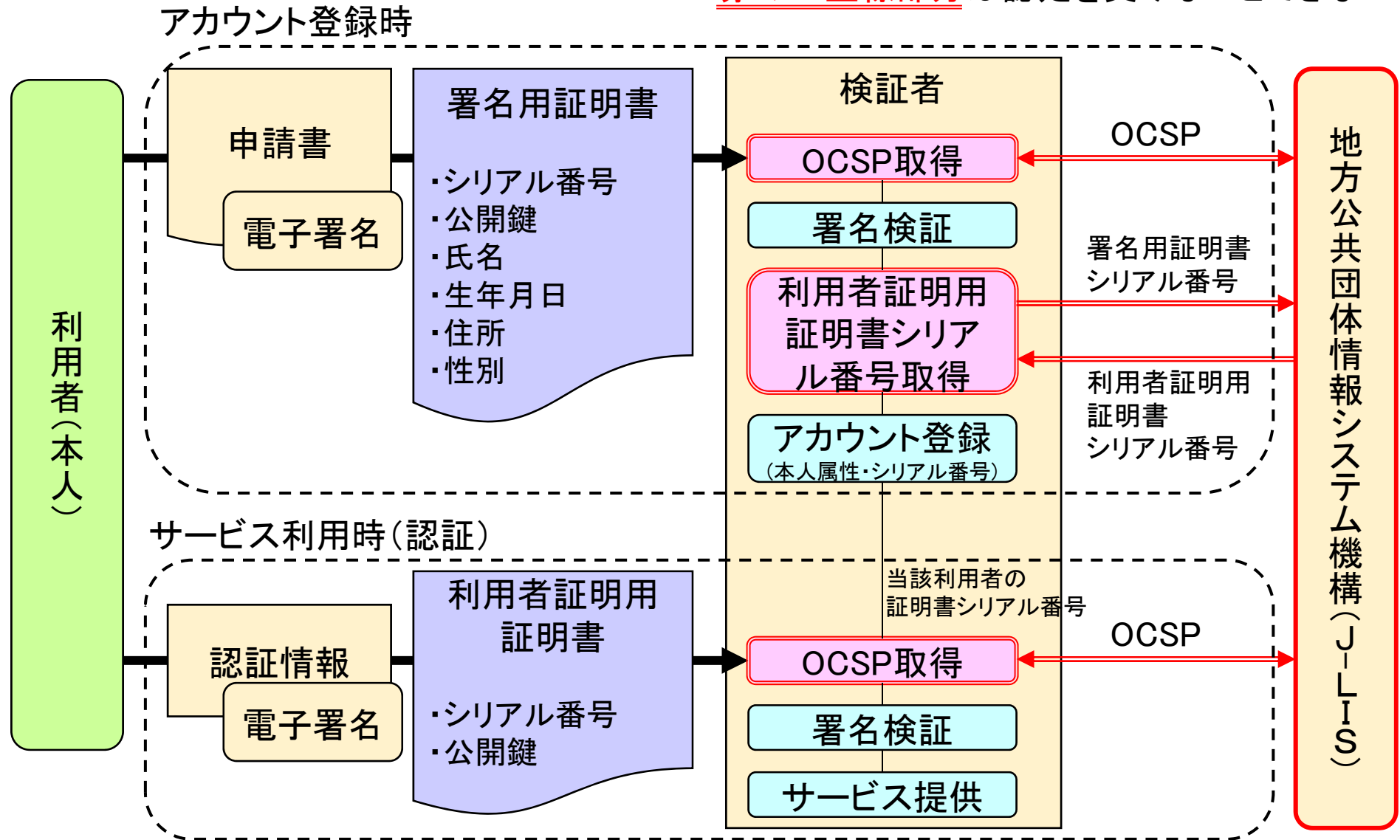
2019年6月19日

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 宮内 宏

JPKIによる認証の典型的な使い方

赤の二重線部分は認定を受けないとできない



ゲリラ的な使い方は可能か？

■ 本人は、OCSP/CRLを他人に提供できるか

- 署名検証者、利用者証明検証者は、J-LISから受け取ったOCSP/CRLを他人に提供してはならない(公的個人認証法52条, 53条)
- 本人については、このような制限規定はない。

■ 本人は、OCSP/CRLを受取れるか

- J-LISは、署名/利用者証明検証者からの求めがあれば、OCSPを提供する(18条1項, 37条1項)
J-LISはOCSP提供にあたって料金を取っている。
- 本人は、J-LISに書面(紙)で請求し、書面で回答をもらえることにはなっている(公的個人認証法58条, 同法施行令26条, 27条)。しかし、OCSP/CRLについての規定はない。

■ 検証者の認定を受けてなければ、OCSP/CRLを確認せずに、電子署名を検証することの制限はない。

- 検証者に認定されていると、電子証明書を他に提供することも禁止されているらしいが、本人にはそのような制限はない